

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第41号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和52年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(犬猫の輸送に関する帳簿の備付け) 第18条の2 <u>条例第18条の2</u> の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) <u>第1種動物取扱業者及び第2種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号）第2条第5号ロ(10)の規定による観察を行つた場合は、次に掲げる事項</u> ア・イ (略) (9) (略) 2 <u>条例第18条の2</u> の帳簿は、その所有する犬猫の個体ごとに備え、記載の日から5年間保存しなければならない。	(犬猫の輸送に関する帳簿の備付け) 第18条の2 <u>条例第18条の2第1項</u> の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) <u>条例第18条の2第2項の規定による観察を行つた場合は、次に掲げる事項</u> ア・イ (略) (9) (略) 2 <u>条例第18条の2第1項</u> の帳簿は、その所有する犬猫の個体ごとに備え、記載の日から5年間保存しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。